

スマートフォン向け訪問サポート サービス利用規約

総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者にスマートフォン向け訪問サポートサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、スマートフォン向け訪問サポートサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 申込者とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。
- (2) 契約者とは、当社と本契約を締結している者をいいます。
- (3) 「本サービス」とは、次に掲げる契約を全て締結した者に対し、その契約者の指定する場所に作業者を派遣し、現地で設定等を行うサービスをいいます。
 - ① 株式会社 NTT ドコモ(以下「ドコモ」といいます。)が販売または貸与するスマートフォンに係る契約
 - ② ドコモの 5G サービス契約約款及び Xi サービス契約約款に基づく回線契約を締結している契約
- (4) 提携事業者とは、次の各号に該当する者をいいます。
 - ① 本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下、「再委託先」といいます。）
 - ② 本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者

契約

第6条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき

(7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第7条 本契約の変更

契約者は、第6条（申込みと承諾）に基づき当社に申込みした本サービスの提供希望日時、設定作業等の内容またはサービス対象機器等の変更等がある場合は、当社所定の手続きに従って、速やかに当社に通知するものとします。

2 当社は、契約者から契約内容の変更の通知を受けたときは、前条の規定に従って取り扱います。その場合、当社は、当初の契約内容に基づき当社が承諾した本サービスの提供予定日時または提供料金等の全ての契約内容の継承を保証するものではありません。

第8条 本契約の終了

本サービスの提供日において、契約者からの当社が指定する書面の提示をもって本契約を終了するものとします。

第9条 契約者の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存

続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第10条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第11条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第12条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の通知方法により通知していただきます。

第13条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。

(3) 契約者が第6条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。

(5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐欺、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急またはやむを得ない場合

(2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。

(5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

(6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

3 当社は、第 14 条（利用中止）第 14 条(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 前項により契約の全部が解約されたときは、第 7 条の規定は適用しません。ただし、本項の規定は当該解約前に契約者に生じた債務を免除するものではありません。

利用中止等

第14条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

(6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第15条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

4 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

料金等

第16条 料金

本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

第17条 料金の支払義務

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスを提供した場合、料金の支払を要します。

2 前項において、当社の責めによらない理由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても料金の支払いを要します。ただし、当社の責めによる理由がある場合は、この限りではありません。

3 本条 1 項の定めにかかわらず、本サービスを提供しなかった場合においても、料金表 通則の定めに従って料金の支払を要します。

4 本サービスの料金を当社の指定する請求方法により当社が定める期日までにお支払いいただくこととし、料金および当該料金に対する消費税相当額を、当該請求に基づき当社に支払うものとします。

5 利用中止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

6 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第18条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

データの取扱い

第19条 データに関する責任

第 20 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、本サービスの提供にあたり契約者のスマートフォンに保存されているデータの消失、棄損、改変等について、原因の如何を問わず責任を負わないものとしします。

2 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとしします。

3 契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任を負担させないものとしします。

損害賠償等

第20条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとしします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとしします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本契約に係る利用料金の合計額を上限として、その責任を負うものとしします。

3 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとしします。

雑則

第21条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとしします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとしします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとしします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責ま

たは制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第22条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

第23条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第24条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(4) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(5) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

(6) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(7) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障

を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第25条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
- (2) 故障予防または回復のため必要な場合
- (3) 技術上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第26条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、または FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時または契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第27条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第28条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) によります。

第29条 通信ログの取扱い

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があり、契約者はこれに同意するものとします。

第30条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第20条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第31条 承諾の限界

当社は、第6条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第32条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第34条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

附則（令和 5 年 6 月 30 日 C A S 3 サ第 000400000089-01 号）

（実施期日）

本規約は、令和 5 年 7 月 3 日から実施します。

附則（令和 5 年 9 月 12 日 C A S 企第 000400001429-01 号）

（実施期日）

この改正規定は令和 5 年 10 月 1 日から実施します。

仕様書

(サービスの提供等)

- 1 当社は、第 1 表「基本サポートメニュー」、第 2 表「オプションサポートメニュー」に記載のとおりサービスを提供します。
- 2 オプションサポートメニューの利用申込には、基本サポートメニューの利用申込が必須となります。オプションサポートメニューのみの申込みは受け付けておりません。
- 3 本サービスの提供地域は、日本国内とし、かつ当社が別途指定する設定業者が訪問可能な地域とします。

(訪問受付時間及び訪問日程調整対応時間)

- 4 訪問受付時間及び訪問日程調整対応時間は 9:00～17:00(年末年始を除く平日のみ)となります。
(訪問サポート時間)

- 5 訪問サポート時間は 9:00～18:00(年末年始を除く)となります。

(Wi-Fi 接続設定に関する条件)

- 6 契約者は基本サポートメニューのうち Wi-Fi 接続設定のサポートを受ける場合、契約者の負担においてインターネット接続に必要な通信環境および機器一式を揃えるものとします。なお、インターネット接続環境が揃っていない場合に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

(非保証)

- 7 当社は、契約者に対する本サービスの提供をもって、インターネットへの接続、メールの送受信、スマートフォン周辺機器の利用、ウイルスの完全な発見およびその駆除、アプリケーションの完全なインストール、アップグレード、アンインストールまたは契約者のデータの完全なバックアップおよびその移行等を保証するものではありません。また、設定等ができなかった場合においても、本サービスにより発生した費用については、契約者が負担するものとします。

第1表 基本サポートメニュー

サポート項目	概要
Wi-Fi 接続設定	契約者のスマートフォンに対して、契約者が所有する Wi-Fi 環境の設定を行います
ドコモメール設定	契約者のスマートフォンに対して、契約者が契約するドコモメールの設定を行います
スマートフォン用ネットワークサービス説明	契約者（ドコモの sp モードご利用規則に基づくビジネスアクセスマネージャー、ドコモのあんしんセキュリティご利用規約に基づくあんしんセキュリティ又はドコモのビジネス端末レスキュー利用規約に基づくビジネス端末レスキューに係る契約を締結した者に限ります。）に対して、次に定めるネットワークサービスに関する操作説明を行います。 (1) ビジネスアクセスマネージャー ①管理者サイトへのログイン方法 ②初期設定のセキュリティレベル説明、セキュリティレベル変更方法説明 (2) あんしんセキュリティ ①あんしんセキュリティアプリに対するビジネス d アカウント設定 (3) ビジネス端末レスキュー ①端末紛失時の対処方法説明
Apple ID/Google アカウント新規作成、設定	サポート対象のスマートフォンが iPhone の場合、Android 端末の場合に応じて下記のとおりサポートを実施します。 (1) iPhone の場合 ①Apple ID 未保有：Apple ID の新規作成とスマートフォンへの Apple ID 設定 ②Apple ID 保有済：スマートフォンへの保有済 Apple ID の設定 (2) Android 端末の場合 ①Google アカウント未保有：Google アカウントの新規作成とスマートフォンへの Google アカウント設定 ②Google アカウント保有中：スマートフォンへの保有済 Google アカウントの設定

第 2 表 オプションサポートメニュー

サポート項目	概要
スマートフォンアプリ ダウンロード作業	サポート対象のスマートフォンが iPhone の場合、Android 端末の場合に応じて下記のとおりサポートを実施します。なお、本サポートにてインストールしたアプリの操作説明及び設定作業は含まれていません。 (1) iPhone の場合 Apple 社が提供する「App Store」でダウンロード可能なアプリ 1 個を対象のスマートフォンに対してダウンロードし、インストールを実施。 (2) Android 端末の場合 Google 社が提供する「Google Play」でダウンロード可能なアプリ 1 個を対象のスマートフォンに対してダウンロードし、インストールを実施。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、第 1 表「利用料金の適用」に記載の料金表のとおり、利用料金を計算します。この場合、当社は、別冊に特段の定めがない限り、協定世界時を用いて利用料金を計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、本サービスにかかる契約の解除後または別冊等に定めるメニュー等の提供の終了後にメニュー等の利用が発生した場合、その利用に基づく料金等を契約者に請求します。

(端数処理)

- 4 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 本サービスの利用料金は、月末締め翌月請求とします。支払期日は、請求書の発行日から 翌月の末日とし、契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。
- 6 料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。
- 7 契約者は、本契約の変更または解除に係る当社への通知を本サービスの提供予定日の前日に行ったときは、本契約の変更または解除に係る料金として、別紙に定める訪問基本料金と同額の料金を支払うものとします。また、本契約の変更または解除に係る当社への通知を本サービスの提供予定日の当日に行ったときは、本契約の変更または解除に係る料金として、別紙に定める本契約に係るメニューの合計額（訪問基本料金を含みます。）を支払うものとします。
- 8 北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の 5 島を本土、その他を離島とし、離島における本サービスの提供には、別途割増料金が発生します。また、本土においても、交通条件に恵まれない地域に所在する等の事情により、別途割増料金が発生する場合があります。なお、別途割増料金が発生する場合、当社の指定する方法により、あらかじめ契約者に対して当該割増料金を提示するものとします。

(過払金の相殺)

- 9 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金等でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金等について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 11 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。
- 12 通則 11 の算定方法により支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消

費税相当額を加算した額とします。)) の合計と異なる場合があります。

13 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

15 当社は、料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

第 1 表 利用料金の適用等

1. 本サービスにかかる利用料金の額は、別段の定めがない限り、次表に掲げる料金種別ごとの算定方法に基づき、算出されるものとします。

料金種別	メニュー内容	提供条件・注意事項	単位	料金
訪問基本料金	・ 訪問時に発生する基本料金	・ 1 拠点または同一拠点内のスマートフォン設定台数5 台ごとに適用します。	設定台数5台 まであたり	5,000 円 (税込5,500円)
基本サポート料金	・ Wi-Fi接続設定 ・ ドコモメール設定 ・ スマートフォン用ネットワークサービス説明 ・ Apple ID/Googleアカウント新規作成、設定	・ サポート対象のスマートフォン 1 台毎に適用します。 ・ スマートフォン用ネットワークサービス説明対象は、 -ビジネスアクセスマネージャー -あんしんセキュリティ -ビジネス端末レスキュー の3商材となります。	1 台あたり	4,900 円 (税込 5,390円)
スマートフォンアプリダウンロード作業（オプション）	・ スマートフォンにアプリケーションをダウンロード	・ サポート対象のスマートフォン 1 台毎に適用します。	1 アプリケーションあたり	2,000 円 (税込 2,200円)